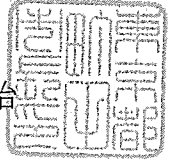


町田市教育委員会

教育長 小池 慎一郎 様

町田市長 稲垣 康治



地方自治法第180条の2の規定に基づく
事務の委任について（協議）

下記のとおり市長の権限に属する事務を委任するため、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議いたします。

記

1 委任事務の内容

町田市中学校給食センター条例（令和6年9月町田市条例第41号）に規定する多目的室及び附属設備のうちキッチンの使用に係る使用料の免除及び還付の決定に関すること。

2 委任事務の担当課

学校教育部保健給食課

3 実施時期

2026年7月1日